

IKUNO スキルラボ 規約

(名称)

第1条 IKUNO スキルラボ (以下、本団体) と称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は、大阪市生野区小路東5-3-3に置く。

(目的)

第3条 本団体は、地域の活動者の活動を見える化し、多くの地域住民に発信することを目的とし、2021年10月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 地域活動者の発掘・紹介
- (2) 地域活動者と連携した地域貢献イベント
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本団体の構成員 (以下、会員) は、次とする。

- (1) 正会員は、この団体の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は、発生しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 1年以上、活動実績が見られないとき。

(役員)

第9条 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、団体の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第 11 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第 12 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第 14 条 代表は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 15 条 本団体の事業年度は、10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日までとする。

(事務局)

第 16 条 本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 17 条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 18 条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、2021 年 10 月 1 日から施行する。